

# 委任契約書（民事）

依頼者を甲、受任弁護士を乙として、次のとおり委任契約を締結する。

## 第1条（事件等の表示と受任の範囲）

甲は乙に対し下記事件又は法律事務（以下「本件事件等」という）の処理を委任し、乙はこれを受任した。

### ① 事件等の表示

事件名 \_\_\_\_\_ 事件 \_\_\_\_\_  
相手方 \_\_\_\_\_

### ② 受任範囲

- 示談折衝、 書類作成、 契約交渉
- 訴訟（ 一審・ 控訴審・ 上告審・ 支払督促）
- 調停、 審判
- 倒産（ 破産・ 民事（個人）再生・ 任意整理・ 会社更生・ 特別清算）
- 保全処分（仮処分、仮差押、証拠保全）
- 強制執行（ 不動産執行・ 動産執行・ 債権執行）
- 遺言執行、 行政不服申立
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

## 第2条（弁護士報酬）

甲は乙に対し、後記の着手金、報酬金、日当・実費などを次の通り支払うものとする（規定なき場合は、原則として旧弁護士会基準によるものとする）。

### 1 着手金と報酬金のご説明

(1) 着手金とは、弁護士が依頼者の依頼に応じて事件処理に着手するために必要な金員で、結果のいかんにかかわらず返還されません。着手金は原則として、各審級ごと（一審・控訴審・上告審）にいただきます。

(2) 報酬金とは、訴えて得た利益（原告事件）や訴えられた金額と実際に支払うことになった額との差額（被告事件）に基づいて算定するものです。これは、着手金とは別のもので事件終了後にいただきます。

### 2 着手金と報酬の計算方法（旧弁護士会基準）

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円～3,000万円以下	5% + 9万円	10% + 18万円
3,000万円超～3億円まで	3% + 69万円	6% + 138万円
3億円を超える場合	2% + 369万円	4% + 738万円

※ 経済的利益とは、その訴訟で請求する額、もしくは請求されている金額や土地の価格などをいいます。

### 3 今回お支払いいただく着手金・報酬金の額

#### (1) 着手金

着手金の金額を金\_\_\_\_\_円（税抜）とする。

着手金の支払は、本件事件等の委任時より1週間以内に一括払いするものとする。

次のとおり分割支払いとする。

平成24年 月末日より ( \_\_\_\_\_ ) 円 × ( ) 回支払い

#### (2) 報酬金

① 報酬金の金額を次のとおりとする。但し、本件事件処理に付随して当初の受任範囲とは異なる事件処理を行った場合（付随事件処理）には、乙は、付随事件処理分の報酬につき旧弁護士会報酬規定を基準として別途請求することができるものとする。

金\_\_\_\_\_円（税抜）とする。

甲の得た経済的利益をもとに旧弁護士会報酬規定を基準として算出する。

特約

② 報酬金の支払時期は、本件事件等の処理の終了したときとする。

4 出張日当

出張日当を 50,000 円／4 時間以内、30,000 円／4 時間以上とする。

5 実費・預り金

本件事件等に関する実費等につき、次のとおりとする。

(1) 印紙代・郵券代については事件着手時に別個請求するものとする。

(2) 交通費・証明書取得代などその他の実費については、事件終了時に清算するものとする。

第3条（事件処理の中止等）

1 甲が弁護士報酬または実費等の支払いを遅滞したときは、乙は本件事件の処理に着手せず、またはその処理を中止することができる。

2 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

第4条（中途解約の場合の弁護士報酬の処理）

1 本委任契約にもとづく事件等の処理が、解任、辞任または継続不能により中途で終了したときは、乙の処理の程度に応じて精算をおこなうこととし、処理の程度についての甲及び乙の協議結果にもとづき、弁護士報酬の全部もしくは一部の返還または支払をおこなうものとする。

2 第1項において、委任契約の終了につき、乙に責任がないにもかかわらず甲が乙の同意なく委任事務を終了させたとき、甲が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他甲に重大な責任があるときは、乙は弁護士報酬の全部を請求することができる。

第5条（弁護士報酬の相殺等）

1 甲が弁護士報酬又は実費等の支払わないときは、乙は甲に対する金銭債務と相殺し、または本件事件に関して保管中の書類その他のものを乙に引き渡さないことができる。

2 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

第6条（反社会的勢力の排除）

甲が、反社会的勢力の関係者であることが判明した場合には、乙は、理由を問わず、契約の解除をなしうる。かかる場合については、着手金につき返還は行わないものとする。

第7条（特約）

本委任契約につき、甲及び乙は次のとおりの特約に合意した。

交通費など実費別途

甲及び乙は、乙の弁護士報酬基準の説明にもとづき本委任契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を2通作成し、相互に保管するものとする。

平成 年 月 日

甲（依頼者）

住所

氏名 印

乙（受任弁護士）

〒556-0011 大阪市浪速区難波中3-9-1 難波ビルディング4F

弁護士 前島申長